

事業名	事業主体	採 択 基 準		
		事業内容	受益面積	末端支配面積
水質保全対策事業	県	農業用排水施設整備 用排水路の水質汚濁に起因した障害が生じた場合に、水質を浄化するために行う施設の新設、廃止。	ha以上 20 (県)	ha以上
公害防除特別土地改良事業	県	事業者の事業活動により生じた土壤汚染及び水質汚濁のため、農業経営が著しく阻害されている下記の指定地域に対して行う。 Ⅰ 農用地土壤汚染対策地域 Ⅱ 産米流通対策地域 Ⅲ Ⅰ及びⅡと併せ行うもの	20	
国営附帯県営農地防災事業	県	国営総合農地防災事業と一体となり効果を発現するのに必要であるとともに以下のいずれかに該当する用排水施設整備、土留工、暗渠及び整地。 Ⅰ 湛水を排除する必要があるもの。 Ⅱ 生活排水からの汚染による農作物の生育阻害又は農作業効率の低下を防止する必要があるもの。 Ⅲ 地盤沈下による農作物の生育阻害若しくは農作業効率の低下を防止する必要があるもの、又は地盤沈下防止のため農業用地下水の採取規制により必要なもの。 Ⅳ Ⅰ～Ⅲのうち二つ以上を併せ行う必要があるもの。	400	大規模